

労働組合法施行令 (案)

(以外)

第一條 労働組合法(以下法ト稱ス)第四條第一項ノ者(同條第二項ノ者(以下官公吏等ト稱ス))ハ主トシテ官公吏等ヲ以テ組織スル労働組合以外ノ労働組合ヲ結成シ又ハ之ニ加入スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル官公吏等又ハ労働組合ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ
前項但書ノ地方長官ハ官公吏等ニ付テハ其ノ就業ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官、労働組合ニ付テハ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トス

第二條 厚生大臣ハ中央労働委員会ノ意見ヲ聽テ第十項ノ労働組合ニ對シ改定運動ノ禁止又ハ制限ヲ為スコトヲ得

第三條 法第五條ノ行政官廳ハ當該組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方

長官トス但シ同條第二項ノ場合ニ於テ規約ノ変更ガ事務所ノ所在地ニ係ル

場合ニシテ新所在地ト舊所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスル場合ニ於

テ小新所在地ヲ管轄スル地方長官及舊所在地ヲ管轄スル地方長官トス

第四條 法第六條ノ決定ハ當該組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地

方長官地方労働委員会ノ決議ニ依リテ之ヲ為ス

第五條 地方長官法第六條ノ決定ヲ為シタルトキハ遲滞ナリ其ノ旨ヲ記載

シタル書面ヲ當該組合ノ代表者ニ交付スベシ

第六條 地方長官ノ為シタル法第六條ノ決定ニ不服ナル者ハ三週間以内ニ

其ノ理由ヲ具シ文書ヲ以テ當該決定ヲ為シタル地方長官ヲ經由シ厚生大

臣ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

第七條 厚生大臣ハ前條ノ申立アリタルトキハ中央労働委員会ノ決議ニ依

リ當該申立ノ却下又ハ當該申立ニ係ル決定ノ取消ヲ為ス

第五條ノ規定ハ前項ノ却下又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 法第六條ノ決定ハ第六條ノ申立ナキ場合ハ同條ノ期間ノ經過シタ
ル時 同條ノ申立アリタル場合ハ前條第一項ノ却下アリタル時其ノ効力
ヲ生ズ

第九條

前五條ノ規定ハ法第八條ノ變更ノ命令ニ之ヲ準用ス

第十條 主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官労働組合ヨリ労働組合
タル旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ交付スベシ法

人タル労働組合ヲ設立セントスル者ヨリ労働組合タリ得ベキ旨ノ證明書
ノ交付ノ申請アリタルトキ亦同シ

第十一條 法第十七條ニ於テ準用スル民法第七十七條第一項ノ規定ニ依ル

協金ヲ除キ外法第十四條第一號乃至第三號ノ事由ニ因リ労働組合解散
キタルトキハ當該組合ノ代表者タリシ者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ當該組合ノ

事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ゾドシ

第十二條 法第十五條第一項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シテハ必要ナル事項
ハ第十二條乃至第三十一條ニ定ムルモノ外非訟事件手續法ニ定ムル所

ニ依ル

第十三條 法第十五條第一項ノ事件ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ
管轄スル地方裁判所ノ管轄トス

第十四條 法第十五條第二項ノ申立ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ
管轄スル地方労働委員会ノ決議ニ依リ其ノ會長之ヲ行フ

第十五條 法第十五條第一項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ檢事ニ

依ル

第十六條 法第十五條第一項ノ事件ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ
管轄スル地方裁判所ノ管轄トス

第十七條 法第十五條第二項ノ申立ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ
管轄スル地方労働委員会ノ決議ニ依リ其ノ會長之ヲ行フ

第十八條 法第十五條第一項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ檢事ニ

依ル

第十九條 法第十五條第一項ノ事件ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ
管轄スル地方裁判所ノ管轄トス

第二十條 法第十五條第二項ノ申立ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ
管轄スル地方労働委員会ノ決議ニ依リ其ノ會長之ヲ行フ

第二十一條 法第十五條第一項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ檢事ニ

依ル

第二十二條 法第十五條第一項ノ事件ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ
管轄スル地方裁判所ノ管轄トス

第二十三條 法第十五條第二項ノ申立ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ
管轄スル地方労働委員会ノ決議ニ依リ其ノ會長之ヲ行フ

第二十四條 法第十五條第一項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ檢事ニ

通知スベシ

第十五條 裁判所ハ選定ナリ審問期日ヲ定メ労働組合ノ代表者ヲ呼出スベシ

第十六條

審問期日ハ検事及地方労働委員会ノ會長ニ之ヲ通知スベシ

第十七條 前條第一項ノ呼出ヲ受ケタル労働組合ノ代表者ハ自身出頭スル

コトヲ要ス但シ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ代理人ヲシテ出

頭セシムルコトヲ得

辯護士ニ非カル者前項ノ代理人トスルニハ裁判所ノ許可ヲ受クルコトヲ

要ス

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十八條 審問ハ公開シタル法ニ於テ之ヲ為ス但シ安寧秩序ヲ害スルノ

虞アルトキハ裁判所ハ公開ヲ停止スルコトヲ得

第十九條 検事及地方労働委員会ノ委員ハ審問ニ立會ヒ意見を述べルコト

ヲ得

第二十條 裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ為ス

裁判所ハ期日ヲ定メテ前項ノ決定ヲ宣讀スベシ

第二十一條 労働組合ノ代表者、地方労働委員会ノ會長又ハ検事ハ前條ノ

裁判ニ對シテ即時抗告ヲ為スコトヲ得

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

第二十二條 法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シテハ第二十三條

乃至第三十三條ニ依ル

第二十三條 法第十六條第一項ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 名稱
- 二 主たる事務所
- 三 目的及事業
- 四 代表者ノ姓名及住所
- 五 解散事由ヲ定メタルトキハ其ノ事由
- 第二十四條 労働組合ガ主たる事務所ヲ移転シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス
- 同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ主たる事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル
- 第二十五條 登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ二週間以内ニ其ノ

登記ヲ爲スコトヲ要ス

清算終了ノ日ヨリ

- 第二十六條 労働組合ノ清算終了シタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 第二十七條 労働組合ノ登記モ行テハ其ノ主たる事務所ノ所在地ヲ管轄スル区裁判所ヲ以テ管轄登記所トス
- 各登記所ニ労働組合登記簿ヲ備フ
- 第二十八條 法第十六條第一項ノ登記ハ代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
- 前項ノ登記ノ申請書ニハ規約、第十條ノ證明書及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
- 第二十九條 労働組合ノ主たる事務所ノ移轉其ノ他第二十三條ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ハ代表者又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

規定依ル

前項ノ登記ノ申請書ニハ登記事項ノ変更ヲ登スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十條 労働組合ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ記スル書面及代表者ガ清算人ト爲ラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ登スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十一條 労働組合ノ清算終了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス前項ノ登記ノ申請書ニハ清算人ガ主務官廳ニ清算ノ終了ノ届出ヲ爲シタルコトヲ登スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十二條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ選擇ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第三十三條 非訟事件手続法第四十一條乃至第五百十條、第五百十一條

乃至第五百十一條ノ四、第五百十一條ノ六及第五百十四條乃至第五百十七條ノ規定ハ労働組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三十四條 法人タル労働組合ノ所得ニシテ収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタルモノ以外ノモノニ付テハ法第十八條ノ規定ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

法人タル労働組合ハ法人税法第十八條ノ申告書ヲ提出スル場合ニ於テハ収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添付スベシ

第三十五條 法第十九條第二項ノ行政官廳ハ當該労働協約ノ當事者タル労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官及當該労働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場ハ其ノ所在地一定セザルモノヲ除クノ所在

規定依ル

外

地ヲ管轄スル地方長官トシ同項ノ届出ハ特別ノ事内ナル場合ヲ除キ外
者双方ノ連名ヲ以テ之ヲ為スベキモノトス

第三十六條 法第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ他ノ同種ノ労働者

ニ關シ労働協約ノ適用アルニ至リタルトキハ使用者ハ遵守ナク其ノ旨ヲ

關係労働者ニ因知セシムベシ

第三十七條 法第二十四條第一項ノ行政官廳ハ當該地域ヲ管轄スル地方長

官トシ當該地域ガ二以上ノ都道府縣ニ亙ルトキハ厚生大臣トス

第三十八條 中央労働委員會ハ厚生省ニ 地方労働委員會ハ都道府縣毎ニ

之ヲ置キ地方労働委員會ニハ當該都道府縣ノ名ヲ冠ス

第三十九條 労働委員會ハ別ニ定ムルモノノ外中央労働委員會ハ二以上ノ

都道府縣ニ係ル事務、地方労働委員會ハ當該都道府縣ニ係ル事務ヲ掌ル

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ法第二十七條第一

項第二號又ハ第三號ノ事務ハ中央労働委員會又ハ厚生大臣ノ指定スル地

方労働委員會ヲシテ之ヲ掌ラシムルコトヲ得

第四十條 中央労働委員會ノ委員ハ三十一人以内トシ厚生大臣之ヲ委嘱ス

地方労働委員會ノ委員ハ十五人以内トシ地方長官之ヲ委嘱ス

前二項ノ委員ノ外必要アルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ臨時委員ヲ委

嘱スルコトヲ得

法第二十六條第二項ノ推薦ニ付適當ナル使用者團體又ハ労働組合ナキト

キハ厚生大臣又ハ地方長官ハ使用者又ハ労働者ノ意見ヲ代表スルモノヲ

ル者ノ推薦ニ依リ委員ヲ委嘱スルコトヲ得

労働委員會ノ委員ノ委嘱ニ付使用者團體若ハ労働組合ノ推薦、前項ノ推

雇又ハ使用者ヲ代表スル者及労働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得ルコト能ハ
ザルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ職權ヲ以テ委員ヲ委嘱スルコトヲ得
第四十一條 特別労働委員会ノ名稱 位置 管轄區域 所管事務 委員ノ
定數其ノ他特別労働委員会ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第四十二條 労働委員会ノ委員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ解スルコト
ヲ得ズ

第四十三條 労働委員会ノ委員ノ任期ハ一年トス但シ特別ノ事由アルトキ
ハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケズ
委員ニ關員ヲ生ジタル場合ニ於ケル相關委員ハ前任者ノ解任期間在位
ス

第四十四條 労働委員会ニ會長ヲ置ク會長ハ第三者タル委員中ヨリ委員之
ヲ選舉ス

會長ハ會務ヲ總理シ當該労働委員会ヲ代表ス
會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者會長ノ職務ヲ
代理ス

第四十五條 労働委員会ハ會長之ヲ招集シ其ノ議事ハ出席者ハ過半數ヲ以
テ之ヲ決ス可同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
労働委員会ハ使用者ヲ代表スル委員 労働者ヲ代表スル委員及第三者ヲ
ル委員各一以上出席スルニ非ザレバ決議ヲ為スコトヲ得ズ

労働委員会ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ決議ニ依リ労働委員会ノ招集又
ハ議事ニ關シ引續ク定ヲ為スコトヲ得

第四十六條 中央労働委員会及地方労働委員会ニ事務局ヲ置ク事務局ハ事

務局長並ニ幹事及書記若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ職員ハ會長ノ同意ヲ得テ中央労働委員會ニ在リテハ厚生大臣、地

方労働委員會ニ在リテハ地方長官之ヲ委屬ス

軍務局長ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第四十七條 關係官吏ハ會長ノ許可ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四十八條 法第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員トハ第四十六條

第一項ノ職員トス

第四十九條 法第三十二條ノ行政官廳ハ地方労働委員會ノ為ス建議ニ關シ

テハ地方長官中労働委員會ノ為ス建議ニ關シテハ厚生大臣トス

第五十條 法第三十三條第二項ノ請求ハ當該違反行爲アリタル地ヲ管轄ス

ル地方労働委員會ノ決議ニ依リ其ノ會長之ヲ行フ

第五十一條 本令ノ規定ニ依ル地方長官ニ對スル届出ハ當該所在地ヲ管轄

スル労働局長ヲ經由シ之ヲ為スベシ

第五十二條 本令中船員法ノ適用アル船員ニ關シテハ第三十五條中當該労働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場ハ其ノ所在地ノ一定セザルモノヲ

除クノノ所在地トアルハ當該労働協約ノ當事者タル使用者又ハ其ノ團體

ノ主タル事務所ノ所在地トス

前項ニ定ムルモノハ外前項ノ船員ニ關シテハ本令中厚生大臣トアルハ運

輸大臣、地方長官トアルハ海運局長、厚生省トアルハ運輸省、都道府縣

輸大臣、地方長官トアルハ海運局長、厚生省トアルハ運輸省、都道府縣

トアルハ海運局ノ管轄區域トス

附 則

本令ハ労働組合法ハ施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル労働協約ニ付テハ其ノ當事者ハ本令施行ノ日ヨリ

一週間以内ニ第三十五條ノ規定ニ準ジ届出^{ヲ為スヘシ}セヨトシ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ地方長官以外ノ行政官廳ヲ
指定シテ本令ニ依ル地方長官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得但シ
厚生大臣其ノ指揮監督ヲ下ニ在ラザル行政官廳ヲ指定
セムトスルトキハ豫メ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

理由

勞働組合法ヲ施行スル爲制
足スルノ要アルニ依ル

厚生省